

聴覚支援学校校舎等改築設計 公募型プロポーザル 評価基準

I 評価方法

評価は2段階で行う。

第1段階では技術力を評価し、上位5位までをプロポーザル提案者として選定する。

第2段階では技術力及び技術提案等を評価し、審議の上、設計候補者及び次点設計候補者を特定する。

II 第1段階評価（プロポーザル提案者の選定）

1 評価方法

設計者及び設計事務所の技術力を評価する。

2 評価項目及び配点

評価項目		判断基準		配点 内 訳				
(1) 資格<設計者>	専門分野の技術資格 主任担当技術者	総合	2	5点 (17%)				
		構造	1					
		電気	1					
		機械	1					
(2) 技術力<設計者>	同種業務・類似業務の実績 管理技術者	4		13点 (43%)				
		主任担当技術者	総合			3		
			構造			2		
			電気			2		
	機械		2					
	CPD推奨単位取得実績 管理技術者	2				6点 (20%)		
		主任担当技術者	総合					1
			構造					1
電気			1					
機械	1							
(3) 技術力<事務所>	同種業務・類似業務の実績	6点		(20%)				
合計点				30点	(100%)			

(1) 資格<設計者>の評価点

次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum (\text{各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \sum (\text{配点} \times \text{資格係数}) \end{aligned}$$

資格係数

分担 業務 分野	業務内容	評価対象技術資格	資格係数
総合	H31国交省告示98号別添一第1項第1号及び第2号で示される設計の種類における「総合」	一級建築士	1.0
構造	同上「構造」	構造設計一級建築士	1.0
		一級建築士	0.5
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの	設備設計一級建築士	1.0
		建築設備士又は一級建築士	0.5
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの	設備設計一級建築士	1.0
		建築設備士又は一級建築士	0.5

(2) 技術力<設計者>の評価点

① 同種業務・類似業務の実績

次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum (\text{管理技術者及び各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \sum (\text{配点} \times \text{設計者係数}) \\ \text{設計者係数} &= \text{㉑ 業務係数} \times \text{㉒ 立場係数} \end{aligned}$$

$$\text{㉑業務係数} = \begin{cases} 1.0 (\text{同種}) \\ 0.8 (\text{類似}) \end{cases}$$

同種業務・類似業務の実績

下記の用途及び規模を満たす新築・増築・改築の基本・実施設計で、平成20年(2008年)4月1日以降に完了し、成果物の引渡が完了した業務。

	用途	規模(床面積)
同種業務	学校教育法第七十二条に定める特別支援学校 校舎	5,000㎡以上
	学校教育法第一条に定める学校(幼稚園を除く) 校舎	8,000㎡以上
類似業務	学校教育法第七十二条に定める特別支援学校 校舎	2,500㎡以上
	学校教育法第一条に定める学校(幼稚園を除く) 校舎	4,000㎡以上

※ 施設に関連する事務室、普通教室、特別教室等の床面積も含まれます。

※ 体育館等の運動施設の床面積は除くものとします。

※ 当該用途に供する部分とその他の用途の複合施設の場合は、当該用途に供する部分の床面積を対象とし、共用部分は面積按分により計上することとします。

㉒立場係数

	過去の実績での立場		
	管理技術者	主任担当技術者	担当技術者
管理技術者の実績評価	1.0	0.8	0.5
主任担当技術者の実績評価	1.0	1.0	0.8

※ 当該実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※ 照査技術者の立場は、評価の対象とならない。

② CPD推奨単位取得実績

次式によって算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \sum (\text{管理技術者及び各主任担当技術者の評価点}) \\ &= \sum (\text{配点} \times \text{CPD係数}) \end{aligned}$$

取得した単位数	CPD係数
推奨単位以上	1.0
推奨単位の3/4以上	0.8
推奨単位の1/2以上	0.5
推奨単位の1/4以上	0.3
推奨単位の1/4未満	0

(3) 技術力<事務所>の評価点

次式によって算定する。

$$\text{評価点} = \text{配点} \times \text{事務所係数}$$

事務所係数

	類似業務の実績	2件	1件	0件
同種業務の実績				
2件				1.0
1件			0.9	0.5
0件	0.8	0.4		0

同種業務・類似業務の実績 : (2)に同じ。

3 プロポーザル提案者の選定

2によって評価した合計点の高い者から順位付けを行い、上位5位までをプロポーザル提案者として選定する。

III 第2段階評価（設計候補者等の特定）

1 評価方法

技術提案等の内容はコンセプト、業務実施方針及び評価テーマとする。

技術者の能力を直接確認するため、ヒアリングを実施する。

技術力（第1段階での評価）及び技術提案等を評価する。

評価・順位を基に審議の上、設計候補者及び次点設計候補者を特定する。

2 評価項目及び配点

評価項目	評価の着目点		配点	
	判断基準		内訳	
第1段階評価合計点			30点	(30%)
業務実施方針 及び手法	業務の理解度及び取組意欲		10	10点 (10%)
	業務内容、業務背景、手続の理解 及び積極性			
	業務の実施方針		15	15点 (15%)
	業務への取組体制、設計チームの特 徴、特に重視する設計上の配慮事項等 について、的確性、独創性、実現性等 を総合的に評価			
評価テーマに対する技術提案		15	45点 (45%)	
課題 1	各テーマについて、その的確性（与条 件との整合性が取れているか等）、独 創性（工学的知見に基づく独創的な提 案がされているか等）、実現性（提案 内容が理論的に裏付けられており、説 得力のある提案となっているか等）を 考慮して総合的に評価する。			
課題 2				
課題 3				
小計			70点	(70%)
合計（総合評価点）			100点	(100%)

(1) 総合評価点

- ・ 各項目について各判定委員が5段階に評価し、次式により総合評価点を算定する。
委員ごとの総合評価点 = 第1段階評価合計点 + Σ (各項目の評価 ÷ 5 × 配点)

(2) 順位点

総合評価点の高い者から次表のとおり委員ごとに総合評価点順位を付け、順位点を算定する。

総合評価点順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位以下
順位点	5点	4点	3点	2点	1点	0点

3 設計候補者、次点設計候補者の特定

- ① 総合評価点順位の1位獲得数がより多い提案者を上位として順位付けを行う。
- ② 1位獲得数が同じ提案者が複数いる場合は、各委員の順位点の合計がより高い提案者を上位とする。
- ③ 順位点の合計も同じ場合は、上位順位の獲得数がより多い提案者を上位とする。
- ④ ②、③も同じ場合は、総合評価点の合計がより高い提案者を上位とする。
- ⑤ ①から④までの評価・順位を基に委員で審議の上、設計候補者及び次点設計候補者を特定する。
- ⑥ 『業務実施方針及び手法』の評価項目で各委員の評価点の平均が4.2点未満である提案者は、設計候補者及び次点設計候補者の対象としない。